明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・原子力規制委二）　二

〔省　令〕

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働八八）　二

○船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　四

〔規　則〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一〇）　三

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三六二）　三

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二一四）　三

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する告示（厚生労働二六五）　三六

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（同二六六）　三七

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示（同二六七）　三九

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示（同二六八）　三九

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示（同二六九）　四〇

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の一部を改正する告示（同二七〇）　四一

○特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示（同二七一）　四三

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示（原子力規制委九）　四六

○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（同一〇）　四七

〔官庁報告〕

国家試験

保健師国家試験の施行（厚生労働省）　五五

助産師国家試験の施行（同）　五六

看護師国家試験の施行（同）　五六

第三十二回管理栄養士国家試験の施行（同）　五七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　八一

特殊法人等

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構平成二十八事業年度財務諸表、プログラムの著作物に係る登録、地方職員共済組合役員の異動関係　三四

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七

会社その他

会社決算公告　三八　一四一